

令和 3年10月20日

泉佐野市 報道提供資料

タイトル	特定空家等に対する行政代執行の実施															
と き	令和3年10月26日(火) 午前9時～															
と ころ	泉佐野市鶴原 1316 番 13、1316 番 20、1316 番 21、1316 番 22、1316 番 23															
内 容	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号、以下「法」という。)第14条第9項に基づく行政代執行を実施します。</p> <p>1 行政代執行の対象物</p> <table><tr><td>住宅棟</td><td>木造平屋</td><td>約 136.53 m²</td></tr><tr><td>工場棟</td><td>鉄骨2階建</td><td>約 223.33 m²</td></tr><tr><td></td><td>木造平屋</td><td>約 67.80 m²</td></tr><tr><td></td><td>鉄骨平屋</td><td>約 132.37 m²</td></tr><tr><td></td><td>鉄骨平屋</td><td>約 24.00 m²</td></tr></table> <p>2 行政代執行に至る経過</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年10月7日、法第2条に基づく特定空家に指定・令和3年4月19日、相続財産管理人選任の申し立て・令和3年6月9日、相続財産管理人選任の審判・令和3年7月6日、法第14条第1項に基づく助言指導・令和3年7月16日、法第14条第2項に基づく勧告・令和3年8月11日、法第14条第3項に基づく命令・令和3年8月11日、行政代執行法第3条第1項に基づく戒告・令和3年9月13日、行政代執行法第3条第1項に基づく再戒告・令和3年10月13日、法第14条第9項に基づく代執行に伴う代執行令書 <p>3 執行理由</p> <p>相続人が全員相続放棄している特定空家について、民法に基づく相続財産管理人の選任を申し立て、相続財産管理人に対して、法第14条の規定に基づき、必要な措置を講じるべき指導・助言、勧告及び、命令等を行ったが、相続財産には措置を履行するための積極財産がなく、履行されなかったため、当該特定空家の放置は著しく公益に反するものとして、法第14条第9項に基づく行政代執行を実施します。</p>	住宅棟	木造平屋	約 136.53 m ²	工場棟	鉄骨2階建	約 223.33 m ²		木造平屋	約 67.80 m ²		鉄骨平屋	約 132.37 m ²		鉄骨平屋	約 24.00 m ²
住宅棟	木造平屋	約 136.53 m ²														
工場棟	鉄骨2階建	約 223.33 m ²														
	木造平屋	約 67.80 m ²														
	鉄骨平屋	約 132.37 m ²														
	鉄骨平屋	約 24.00 m ²														
担当課	都市整備部 都市計画課 (TEL:072-447-8124)															
問合せ	担当者名 杉原 (TEL:072-447-8124)															